

# 第3章



心の中の入れ物

## 学校等と連携した修学支援の 実施等のための取組

## 第1節 学校等と連携した修学支援の実施等

## 1 児童生徒の非行の未然防止等

## (1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号 43】

## ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通じたいじめ防止のための取組を推進している。また、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの行政説明において、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等の外部専門家の協力を得ながら、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるよう、周知徹底に努めている。あわせて、令和5年2月に文部科学省から発出した「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」では、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや児童生徒への指導支援の充実等、いじめ対応において改めて留意すべき事項についても周知した。また、いじめ等の諸課題への適切な対応について、教育委員会が専ら教育行政に關与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）への法務相談を行える体制の構築が重要であることから、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」（令和4年3月改訂）<sup>\*1</sup>を作成している。なお、都道府県・指定都市教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費については普通交付税措置されている。

## イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に基づき、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

## ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、令和6年度は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、いわゆる「闇バイト」を含め、非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、各学校に対して、警察官等を外部講師として招へいし、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養<sup>かん</sup>を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の実施を促している。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を開催しており、令和6年度には東北地方と近畿地方で実施した。

## エ 薬物乱用の防止

文部科学省は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号 38】参照）を踏まえ、薬物乱用防止教育の充実<sup>ちんじつ</sup>に努めている。

\*1 「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/houmusoudan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/houmusoudan/index.htm)



学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図るとともに、全ての中学校及び高等学校において年1回は薬物乱用防止教室を開催し、地域の実情に応じて小学校においても同教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（資3-43-1参照）。

また、指導者の資質向上を図るため、令和5年度版に改訂された「薬物乱用防止教室マニュアル」<sup>※2</sup>（（公財）日本学校保健会作成）を参考にしつつ、関係機関との連携を図りながら薬物乱用防止教室指導者研修会等の内容の充実を図るよう学校の設置者等と連絡協議を行っている。さらに、令和6年度には各学校における指導の充実を資するよう、日本学校保健会と協力し、「薬物乱用防止教育のスライド資料集」<sup>※3</sup>及びスライド活用例等を掲載した手引きを作成した。

加えて、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット<sup>※4</sup>の作成・周知等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

厚生労働省では、青少年の発達段階に応じた薬物乱用防止啓発読本を作成しており、具体的には小学6年生保護者向け、高校卒業予定者向け、有職・無職の未成年者向けの読本を作成し配布を行っている。また、小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に応じ、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘等に対する対応方法等について講義を行うなど、薬物乱用防止に関する啓発を行っている。

### 資3-43-1 薬物乱用防止教室の開催状況

【令和2年度～5年度】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校段階 (義務教育学校前期課程を含む)	開催校数		13,476	14,353	14,950
	開催率 (%)		70.7	75.5	79.4
中学校段階 (義務教育学校後期課程、 中等教育学校前期課程を含む)	開催校数		8,210	8,607	8,962
	開催率 (%)		81.9	86.0	90.0
高等学校段階 (中等教育学校後期課程を含む)	開催校数		3,605	3,829	4,055
	開催率 (%)		77.9	82.5	87.0
全学校種	開催校数		25,291	26,789	27,967
	開催率 (%)		75.0	79.6	83.6

出典：文部科学省資料による。

注 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況調査は未実施。

なお、薬乱防止教室の開催状況調査について、令和5年度以降は隔年で実施することとなったことから、令和6年度は実施していない。

## オ 中途退学者等への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校等と地域若者サポートステーション<sup>※5</sup>（以下「サポステ」という。）との連携強化を図ることで、中途退学者等への切れ目のない支援を実施している。具体的には、全国に179か所設置されているサポステにおいて、中途退学者等の希望に応じて学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談支援を実施している。

※2 「薬物乱用防止教室マニュアル - 令和5年度改訂 -」  
[https://www.mext.go.jp/content/20240403-mxt\\_kenshoku-000031518\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240403-mxt_kenshoku-000031518_1.pdf)



※3 薬物乱用防止教育のスライド資料集・「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/277>



※4 薬物乱用防止のためのパンフレット  
[https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt\\_kenshoku-000033160\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033160_1.pdf)

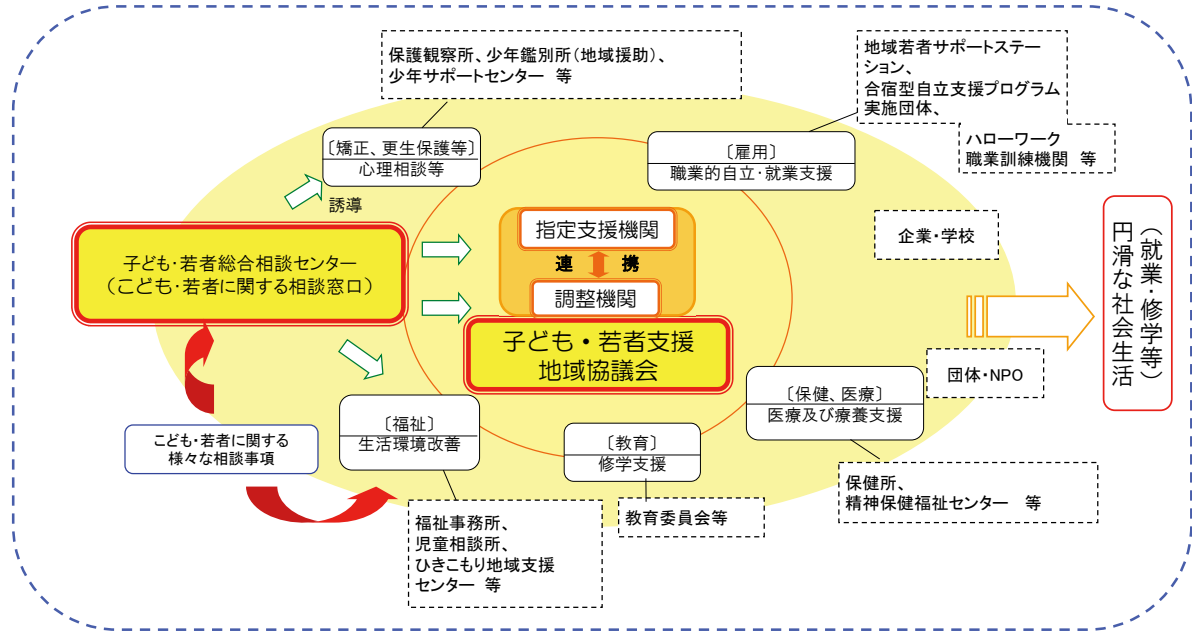


※5 地域若者サポートステーション  
 働くことに悩み・課題を抱えている15歳から49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供している。

(2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号 44】

こども家庭庁では、社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者への支援を効果的に行うためのネットワーク（子ども・若者支援地域協議会<sup>※6</sup>）及びこども・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター<sup>※7</sup>）（資3-44-1 参照）の地方公共団体における整備を促進するとともに、更なる機能向上等を推進している。令和6年4月現在、子ども・若者支援地域協議会が142の地方公共団体に、子ども・若者総合相談センターが122の地方公共団体に、それぞれ設置されている。

資3-44-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：こども家庭庁資料による。

また、地域におけるこども・若者の相談・育成に関わる取組や活動等に従事している職員を対象に、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に関する知識・技法の向上等に資する研修を実施している。

警察は、少年警察ボランティア（少年補導員<sup>※8</sup>、少年警察協助手員<sup>※9</sup>及び少年指導委員<sup>※10</sup>）等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりや、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動を行ったり、学校における非行防止教室を開催したりしている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、地域援助として、少年鑑別所（法務少年支援センター）が地域の小学校、中学校、高等学校、

※6 子ども・若者支援地域協議会  
子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとなっている。

※7 子ども・若者総合相談センター  
子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとなっている。

※8 少年補導員  
街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

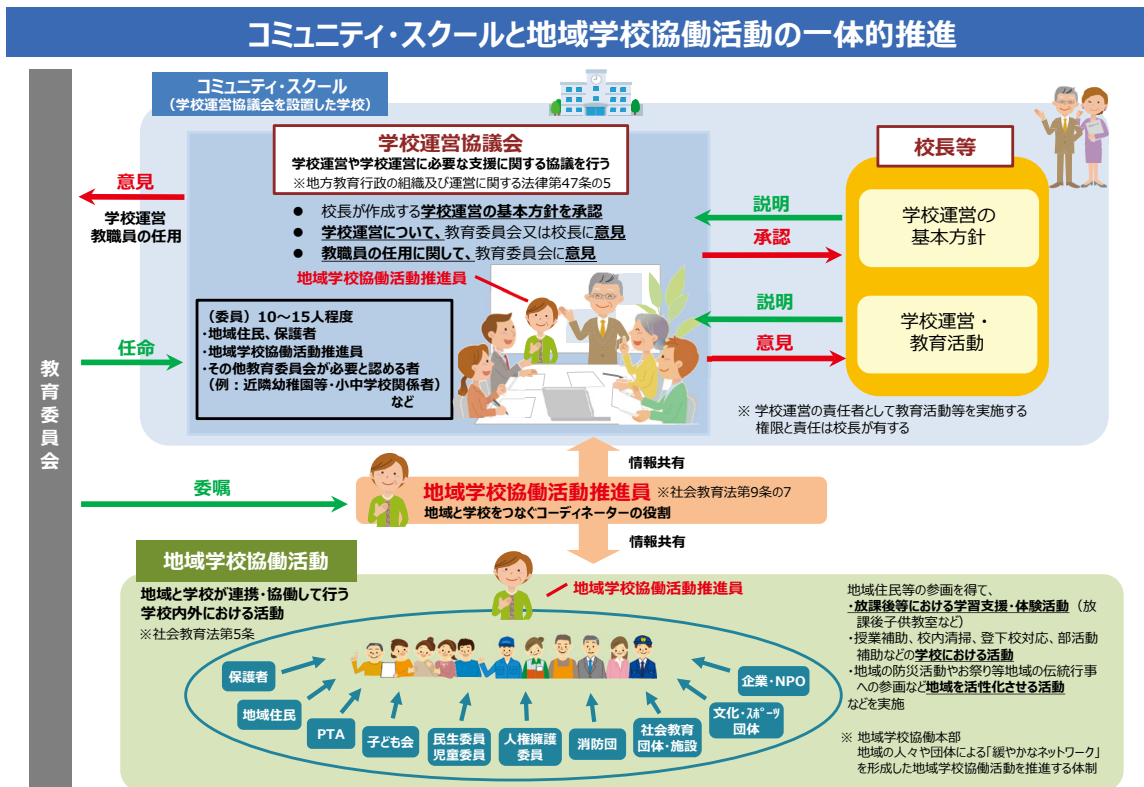
※9 少年警察協助手員  
非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

※10 少年指導委員  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。令和6年の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、4,358件（令和5年：3,935件）であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。特に、令和5年2月に文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（【施策番号43ア】参照）を踏まえ、令和5年度から東京、大阪、令和7年度から名古屋の少年鑑別所（法務少年支援センター）に、「地域教育支援調整官」として専門職を配置することとし、いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携強化に努めている。令和元年度からは、各地の少年鑑別所（法務少年支援センター）を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関との一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司、更生保護女性会<sup>※11</sup>、BBS会<sup>※12</sup>がそれぞれの特性を生かして行う犯罪予防活動、「こども食堂」等の地域社会におけるこども等の居場所づくり、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」と、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」を一体的に推進し（資3-44-2参照）、放課後等における学習支援、体験・交流活動、見守り活動等のこどもたちの学びや成長を支える地方公共団体の取組を支援する事業を実施している。

資3-44-2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



出典：文部科学省資料による。

※11 更生保護女性会  
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、令和6年4月現在の会員数は12万742人である。

※12 BBS会  
BBSとは、Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、令和7年1月現在の会員数は4,631人である。

また、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を実施している（【施策番号 48】参照）。

さらに、薬物、飲酒、ギャンブル等に関する依存症等が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。令和6年度においては、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

厚生労働省は、貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、「子どもの学習・生活支援事業」（資 3-44-3 参照）により、学習支援や、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整等、こどもの将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っており、令和6年度は、602（令和6年6月時点。実施予定も含む。）（令和5年度：597）の地方公共団体において同事業を実施した。

資 3-44-3 子どもの学習・生活支援事業の概要

## 子どもの学習・生活支援事業について

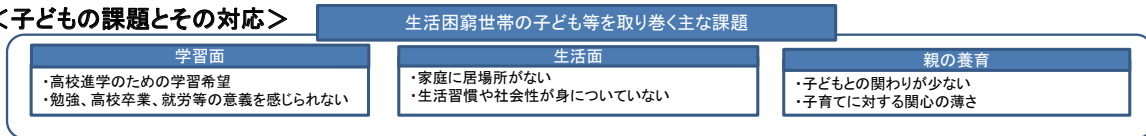
### 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

### 支援のイメージ

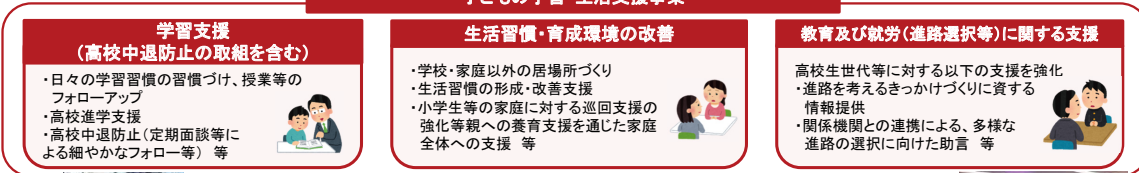
- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、こどもの将来の自立に向けたきめ細かい包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：こどもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

### <子どもの課題とその対応>



上記課題に対し、総合的に対応

### 子どもの学習・生活支援事業



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



出典：厚生労働省資料による。

## 2 非行等による学校教育の中断の防止等

### (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号 45】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者等について、類型別処遇（【施策番号 62】参照）における「就学」類型として把握した上で、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、外部講師として保護観察官

や保護司、BBS 会員を招へいして講話を実施するなど、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係者に依頼している。

また、保護司会においては、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

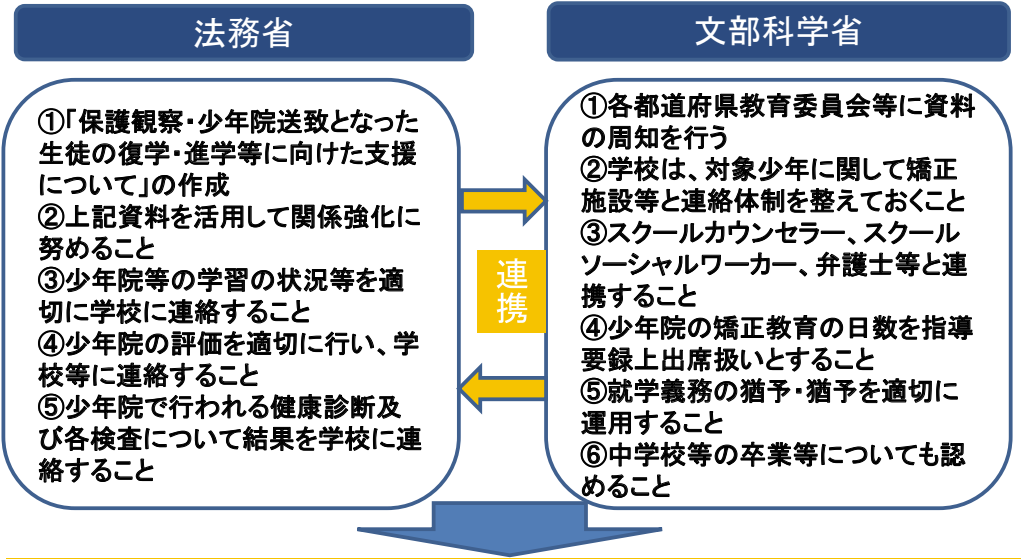
法務省及び文部科学省は、令和元年6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知し（資3-45-1参照）、さらに令和5年12月には、改訂版<sup>※13</sup>の周知を行った。

資3-45-1 修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について

修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について  
(通知の説明)

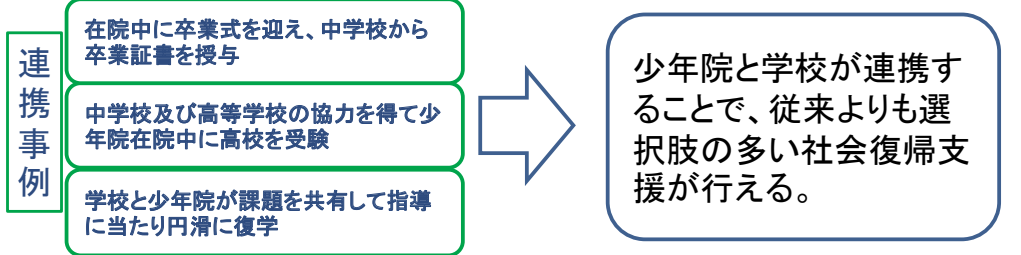
令和元年9月に「修学支援に向けた学校等との連携強化について」が発出され、再犯防止推進計画で重点課題となっている「**学校等と連携した修学支援**」の推進に向けて、文部科学省と連携し、非行少年の円滑な社会復帰を充実・強化するものになっている。

**再犯防止推進計画【抜粋】**  
イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実  
法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の**連携事例**を周知する。



社会復帰後の居場所の確保+進路の選択肢の増加

「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」



出典：法務省資料による。

※13 「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」（令和5年12月改訂版）  
([http://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt\\_syokyo02-100002865-5.pdf](http://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_syokyo02-100002865-5.pdf))



## (2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号 46】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施しており、令和6年度受講開始人員は補習教科指導<sup>※14</sup>が768人(令和5年度:666人)、特別教科指導<sup>※15</sup>が291人(令和5年度:362人)であった。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施しており、そのうち松本少年刑務所では全国の刑事施設から希望者を募集して、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院では、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対して教科指導を実施しており、喜連川少年院では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で在院者に指導を行う取組を実施している。また、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講師を相互に派遣するなどして、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。さらに、在院者の高等学校教育における学びの継続に向けた方策として、令和3年度から、一部の少年院において、少年院在院中から通信制課程を設置する高等学校に入学し、インターネット等を活用して学習することを可能とする取組を試行していたところ、令和6年度からは、全ての少年院において、希望する在院者に対して高等学校教育の機会の提供を開始した。その他、少年院において高等学校学習指導要領に準じて行った矯正教育について、高等学校が単位として認定する際の情報提供等に係る便宜供与を行っている。令和6年には、123人(令和5年:85人)が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の新入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在所者の学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

平成30年度から、少年鑑別所所在所者が希望した場合には「修学情報ハンドブック」を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮している。また、少年院では、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学情報ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配慮している。さらに、民間の事業者に委託して、修学支援対象者が希望する修学に関する情報の収集と提供を行っており(修学支援デスク)、令和6年度には、延べ317人(令和5年度:286人)が利用した。

法務省及び文部科学省は、令和5年12月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の連携事例を取りまとめた資料を改訂し、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知している(【施策番号 45】参照)。あわせて、文部科学省は、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院(所)した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の支援に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、適切な対応を行うよ

※14 補習教科指導  
学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導

※15 特別教科指導  
学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容の指導

う各都道府県教育委員会等に周知している。

### (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号 47】

法務省及び文部科学省は、受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、4庁（川越少年刑務所、笠松刑務所、加古川刑務所及び姫路少年刑務所）の刑事施設を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における令和6年度と同試験受験者数は276人（令和5年度：303人）であり、同試験合格者（同試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。以下同じ。）が122人（令和5年度：129人）、一部科目合格者（同試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者をいう。以下同じ。）が151人（令和5年度：151人）であった。

少年院では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、同試験の重点的な受験指導を行うコースを13庁に設置し、外部講師を招へいするなどの体制を整備している。全国の少年院における令和6年度と同試験受験者数は523人（令和5年度：424人）であり、同試験合格者が220人（令和5年度：162人）、一部科目合格者が288人（令和5年度：239人）であった。

## 3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

### (1) 学校や地域社会における修学支援【施策番号 48】

法務省は、保護観察所において、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、保護観察対象者に対し、例えばBBS会員による「ともだち活動」<sup>※16</sup>としての学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言等を実施している。また、類型別処遇（【施策番号62】参照）における「就学」類型に該当する中途退学者等の保護観察対象者に対しては、処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施している。さらに、令和5年度から、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施する「修学支援パッケージ」を実施している（資3-48-1参照）。修学支援パッケージでは、保護観察対象者の希望する修学・就労イメージの明確化やその実現に向けた動機付けを高めることを目的としたキャリア教育も積極的に実施することとしており、保護観察対象者向けのキャリア教育ツールである「CANVAS」(Career education for Appreciating New Values and Adventurously Sailing against the wind)を株式会社リクルートと共同で開発し、令和5年から試行している。

文部科学省は、平成29年度から、学力格差の解消及び中途退学者等の進学・就労に資するよう、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、令和2年度からその研究成果の全国展開を図るための事業（地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業）を実施しており、令和6年度においては、7つの地方公共団体（北海道、群馬県、愛知県、京都府、高知県、大分県及び札幌市）が同事業を実施した（資3-48-2参照）。

### (2) 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等【施策番号 49】

法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう周知している。

※16 ともだち活動

BBS会員が、非行のある少年等生きづらさを抱えるこども・若者と「ともだち」になることを通して、それぞれの立ち直りや再チャレンジを支え、自分らしく前向きに生きていくことを促す活動。

資 3-48-1 保護観察所における修学支援パッケージ

## 保護観察所における修学支援パッケージ

### 目的

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、その再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図る。

### 対象

- 「就学」類型に認定された保護観察処分少年又は少年院仮退院者
  - 上記以外の者で、保護観察所の長が、修学の継続のために支援が必要と認める保護観察対象者
- ※「就学」類型
- ・現に学校に在籍しており、その継続が改善更生に資すると認められる者
  - ・現に不就学の状態にあるが、進学又は復学の希望を有しており、その実現のために必要な支援を行うことが改善更生に資すると認められる者



### 【支援の内容】

- ◆ **修学に係る意向及びニーズ把握** 支援の説明を行い、修学の継続に関する意向及びそのための支援のニーズを把握

把握した支援のニーズ等を踏まえ、必要な支援を組み合わせて実施

- ◆ **学習支援の実施**

BBS会員や保護司等の「学習支援サポーター」を指導者として、教科指導や進路相談を行う（※）

※本人の希望する将来のイメージの明確化やその実現に向けた動機付けを高めるため、将来の進路や修学の継続に関する相談などを含むキャリア教育も積極的に実施

- ◆ **学校等の関係機関とのケース会議の実施**

修学の継続に向け、対象者が在籍している学校や教育委員会等の関係機関とケース会議を行う

- ◆ **必要な情報の提供**

自治体において実施している学習支援に関する情報や教育に係る経済的負担の軽減に関する情報等を提供する（※）

※「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（文部科学省補助事業）」等の地方公共団体等が行う学習相談及び学習支援とも積極的に連携

出典：法務省資料による。

資 3-48-2 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の概要

## 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

令和7年度予算額	9億円	【補助率】
（前年度予算額）	9億円	国 1/3
		都道府県 1/3
		市町村 1/3

※市町村が単独実施の場合、市町村が2/3負担で実施が可能（国は1/3補助）

**事業の方向性**

・20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約89万人（令和2年国勢調査より）。令和5年度の高等学校中退者は約4万6千人で前年度より増加（文部科学省調査より）。

・高卒認定試験出願の動機は、大学進学等が約63.8%、就職が約17.6%となっている（複数回答、令和5年度出願者アンケートより）。高校卒業資格を得ることで進学や就職、資格試験の受験資格取得等の機会増加が期待される。

**課題**

・自治体に対する意向調査では、高校中退者等への学習支援等を実施している自治体は約5%にとどまった。現状、学習支援等を実施できていない理由としては以下のような課題が挙げられた。（文部科学省調べ）

- ①事業実施のためのノウハウがない（37%）
- ②予算や人員の確保が困難（33%）

→上記の課題に対して、国からの取組の支援や、事業実施のノウハウを横展開することは重要。

**これまでの取組（平成29年～）・今後の方向性**

- ・これまで、37の自治体等が事業を実施（※一部、継続団体の重複あり）
- ・受講者の進学・就労実績のモデル構築・展開
- ・地域資源活用やステークホルダーとの連携について、広報誌や全国協議会を通じ自治体、厚労省、法務省と連携し情報提供
- ・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現（令和3年度より）
- ・250以上の自治体は、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答しており（文部科学省調べ）、国の後押しによる取組拡充の余地は大きい。

**事業概要**

高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【実施主体】 都道府県・市町村  
件数・単価（国庫補助額）：9箇所×約100万円（予定）

**①支援体制の構築**

- 地域住民・企業・民間団体、労働局、保護観察所等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、全国的な取組の推進・強化を図る。

**②学習相談等の提供**

- 教育委員会OBや退職教員、福祉部局職員、保護司等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学習・就労に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。

**③学習支援等の実施**

- 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。
- また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。

（注意）  
その他地域において活用可能な資源（例）教員養成系大学、家庭教育支援員等

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

出典：文部科学省資料による。

## COLUMN

## 6

## 「孤立を希望に変える場所」

～出所者支援の新しいかたち「リ・トライ！」の取組～

## 認定特定非営利活動法人 Switch

宮城県仙台市を拠点に、平成23年から、若年層を中心とした「生きづらさ」を抱える人々の支援に取り組んできた認定特定非営利活動法人 Switch は、令和6年度より「リ・トライ！宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業」に取り組んでいます。本事業は、刑務所や少年院を出所した人々が再出発を果たすに当たり直面する困難を乗り越えることを支援し、再犯防止に資することを目的としています。

本事業の特徴は、出所者が自ら望む職場に就職し、継続的に働きながら自立した生活を送るため、本人に寄り添いながら支援する機能を持っていることにあります。

出所後の生活において、本人の意思で働き、継続的に自立した生活をしていくためには、制度や情報の壁、社会的孤立、過去の履歴による偏見など、さまざまな困難を乗り越える必要があります。本事業では、そうした困難に寄り添いながら、本人が安心して相談できる環境づくりを最優先に進めました。

まず、本人が誰にも知られることなく気軽にアクセスできるよう、専用WEBサイトを設置しました。相談の申し込みがあった方には個別面談を実施し、公認心理師やキャリアコンサルタントなどの専門職が時間をかけて丁寧に関わり、対象者の希望や人生の背景を受け止め、安心できる「居場所」や各種プログラムへの参加につなげていきます。

居場所プログラムは月に1～2回実施され、金銭管理、ストレス対処法、雇用主との対話、職場体験実習、さらには薬物依存との向き合い方や、特殊詐欺、オンラインカジノへの対応を学ぶ法律の講座など、多岐にわたる内容が用意されています。全体はソーシャルスキルズトレーニング（SST）を中心に構成されており、実生活や就労の場面で課題を想定したロールプレイを通じて、実践的な力を養っていく仕組みです。

事業開始時の参加者は6名でしたが、徐々に参加が広がり、令和7年3月31日までに31名の対象者が延べ106回のプログラムに参加しました。個別相談は266回にのぼり、24名の就職が決定しました。そして驚くべきことに、最初は表情も硬く、どんな場所なのか心配そうに入ってきていた方々も、回を重ねるごとに表情が明るくなり、就労が決まった後も継続して通い続ける方や、次の開催を心待ちにする方も現れ始めました。

対象者の多くは、過去の出来事について周囲に語る事が難しく、地域の中で孤立しがちな傾向にあります。そうした中で、同じ境遇にある仲間と共に学び合う経験は、孤立の解消と社会参加への第一歩となったのではないかと考えています。

本事業のSSTを企画・指導いただいたルーテル学院大学名誉教授・SST普及協会認定講師の前田ケイ先生は、プログラムの中でこう語っています。

「どんなに理不尽な状況におかれたとしても、そのなかで前に進むことができるかどうか、それがとても大切なんです。」

この言葉は、まさに本事業の支援のあり方を象徴していると私たちは考えています。

参加者アンケートからは、厳しい成育環境、逆境的な体験、貧困、就職氷河期によるキャリア形成の困難さ、さらには精神・発達面の課題など、本来本人の責によらない困難が多く浮かび上がりました。こうした背景を踏まえたとき、本人だけでなく、社会の側も変わること、その視点を持ち続けることが、私たちの支援の根幹にあります。

本事業は、公益財団法人日本財団の助成及び法務省保護局の協力を得て、NPO法人宮城県就労支援事業者機構、職親プロジェクト宮城支部、更生保護法人宮城県更生保護協会、仙台保護観察所を始めとする県内の更生保護関係機関の皆様の多大な御協力のもと実現することができました。対象者本人を軸として、関係機関が一枚岩でネットワークを組めたことは、この取組の大きな成果だったと考えています。皆様のご尽力に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

再犯を防ぐために必要なことは、彼らの行動を正したり、何かを教えたりするという事だけでは不十分で、彼らの過去や、現在、そして未来への思いに耳を傾け続ける誰かの存在が必要なのだと思います。

今後も対象者一人ひとりの再出発に寄り添い、支え続ける存在として、この取組を継続してまいります。

